

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 正岡クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市本通1-5-14

(3) 設立認可年月日 平成8年2月 6日

(4) 設立登記年月日 平成8年2月13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		(省 略)
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	医療法人社団 正岡クリニック	広島県呉市本通1-5-14	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当事項なし		

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当事項なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 2 5 日	令和 3 年度決算の決定
令和 5 年 3 月 2 5 日	令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和 5 年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人社団 正岡クリニック

所在地 広島県呉市本通1-5-14

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	147,297 千円
2. 負 債 額	28,235 千円
3. 純 資 産 額	119,061 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	113,802
B 固 定 資 産	33,174
C 繰 延 資 産	320
D 資 産 合 計 (A+B)	147,297
E 負 債 合 計	28,235
F 純 資 産 (C-D)	119,061

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 正岡クリニック

所在地 広島県呉市本通1-5-14

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	113,802	I 流 動 負 債	24,765
II 固 定 資 産	33,174	II 固 定 負 債	3,470
1 有 形 固 定 資 産	17,462	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	135	負 債 合 計	28,235
3 そ の 他 の 資 産	15,577	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	320	I 出 資 金	35,000
		II 積立金	84,061
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	119,061
資 産 合 計	147,297	負債・純資産合計	147,297

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 正岡クリニック

所在地 広島県呉市本通 1 - 5 - 1 4

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	103,543
2 事業費用	85,680
本来業務事業利益	17,863
事業利益	17,863
II 事業外収益	749
III 事業外費用	95
経常利益	18,517
IV 特別利益	71
V 特別損失	
税引前当期純利益	18,588
法人税等	4,718
当期純利益	13,869

監 事 監 査 報 告 書

(A.)

医療法人社団 正岡クリニック
理事長 正岡 良之 様

私は、医療法人社団 正岡クリニックの令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月25日

医療法人社団 正岡クリニック
監事